

多摩都市計画地区計画の決定（多摩市決定）（参考）

多摩都市計画多摩ニュータウン特別業務地区地区計画を次のように決定する。

17-10-25

	名 称	多摩ニュータウン特別業務地区地区計画
	位 置 ※	多摩市永山六丁目、貝取五丁目、南野一丁目各地内
	面 積 ※	約20.9ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、新住宅市街地開発事業によって、一体的な整備が進められ、多摩ニュータウンの特別業務地区として良好な市街地形成が進んでいる地区である。</p> <p>今後とも、新住宅市街地開発事業の効果の維持増進を図るとともに、多摩の丘陵地の景観づくりに配慮し、良好な特別業務地区としての操業環境の維持や、また新たな社会ニーズとしての高齢化施策を図ることを目的とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	産業構造の変化や高齢化社会の対応等、多様化するニーズへの対応を考慮しつつ、多摩ニュータウンの適正な機能分布を実現するために有効な土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	多摩ニュータウンの特別業務地区としての良好な操業環境を形成することを目的として、その環境を維持・保全するため、また高齢化社会への対応として、建築物等の用途等について必要な規制・誘導を行う。さらに、敷地内の空地等は環境に応じた植樹及び張芝等をおこなうなど、緑化に努める。
地区整備計画	位 置	多摩市永山六丁目、貝取五丁目、南野一丁目各地内
	面 積	約16.2ha

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	建築物の用途の制限 ※	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 建築基準法別表第2（い）項の各号に定めるもの。ただし、保育所、診療所、巡査派出所、公衆電話その他これらに類するものは除く。</p> <p>2 ホテル又は旅館</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの。</p> <p>4 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの。</p> <p>5 病院</p> <p>6 畜舎</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡
		壁面の位置の制限	建築物(地階を含む。)の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図2に示す距離以上とし、隣地境界線までの距離は、2.0m以上とする。
		建築物の高さの最高限度	計画図3に示す敷地については、20mとする。
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物は、良好な都市景観を形成するためにふさわしい構造及び形態を有するものとする。また水槽等の屋上設置物、工作物は、地上及び他の建築高層階からの景観に配慮するとともに、屋上の冷却塔などの構造物は目隠しする。
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路及び歩行者専用道路に面する場所に設ける、垣若しくは、さくの構造は、生垣又は生垣に地盤面からの高さが2.0m以下の透視可能な鉄柵等を併用したものとする。</p> <p>ただし、その他関係法令等により設置が義務付けられたものや、土地の状況により不相当と認められたものはこの限りでない。</p>

※は知事同意事項

「地区計画区域、地区整備計画区域の範囲、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度は、計画図表示のとおり」

（理由）新住宅市街地開発事業によって、一体的な整備が進められ、多摩ニュータウンの特別業務地区として市街地形成が進んでいる地区の効果の維持増進を図るとともに、良好な操業環境を維持していくことを目的として、地区計画を決定する。

規則別表第1(第2条関係) 壁面の位置の制限の適用除外の建築物

地区整備計画 区域	計画地区の区 分	壁面の位置の制限の規定の適用を受けない建築 物	
		出窓等	玄関ポーチベランダ等
多摩ニュータウ ン特別業務地区	—	—	—

規則別表第2(第3条関係) 建築物の高さの限度における地盤面

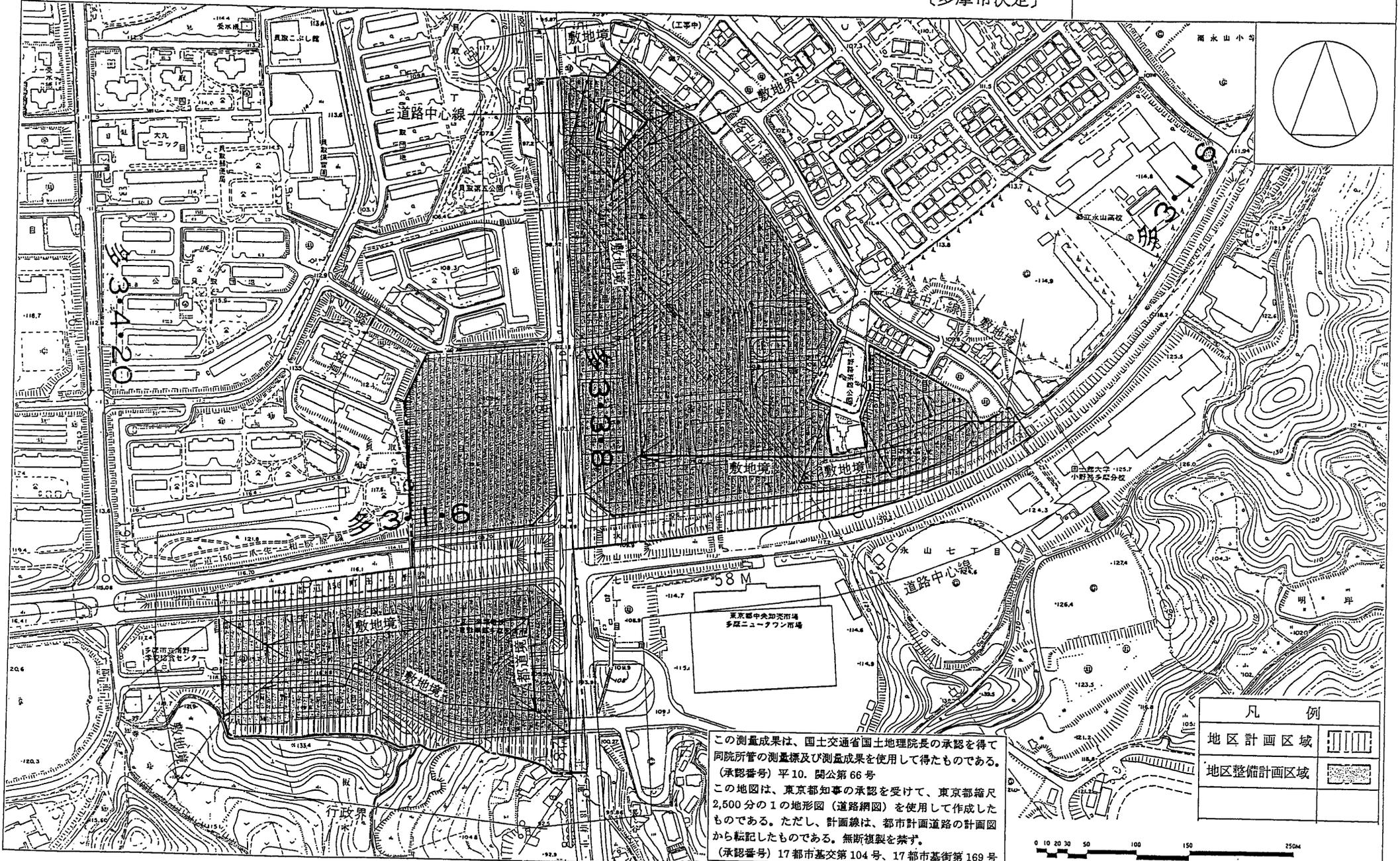
地区計画計画区 域名	計画地区の区分	地盤面
多摩ニュータウ ン特別業務地区	—	—

多摩都市計画地区計画

多摩都市計画多摩ニュータウン特別業務地区地区計画

計画図 1 (区域)

(多摩市決定)



この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号) 平10. 関公第66号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号) 17都市基交第104号、17都市基街第169号

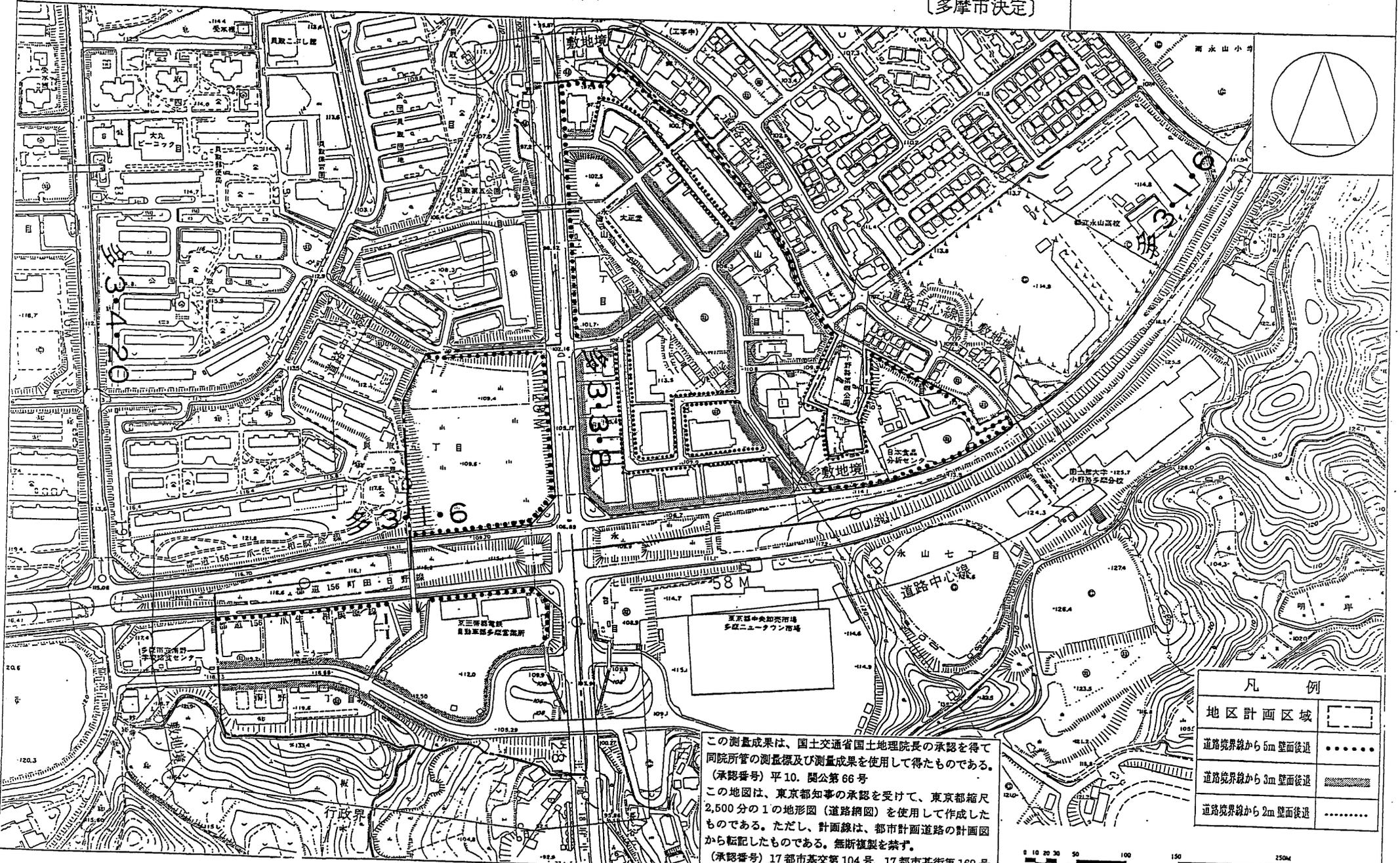
凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	

多摩都市計画地区計画

多摩都市計画多摩ニュータウン特別業務地区地区計画

計画図 2 (壁面の位置の制限)

(多摩市決定)



凡 例	
地区計画区域	-----
道路境界線から5m壁面後退
道路境界線から3m壁面後退	-----
道路境界線から2m壁面後退

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号) 平10. 関公第66号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 17都市基交第104号、17都市基街第169号

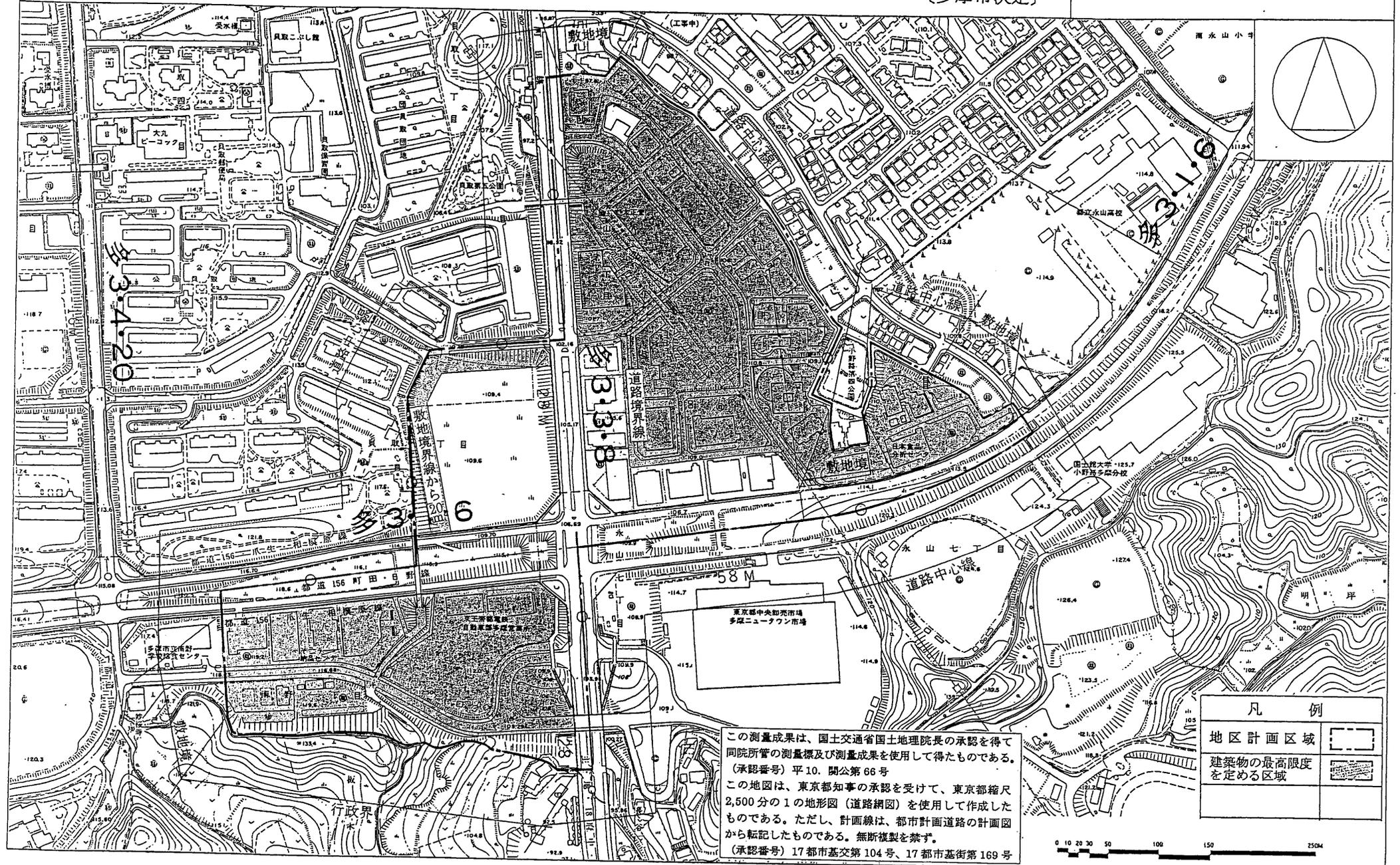


多摩都市計画地区計画

多摩都市計画多摩ニュータウン特別業務地区地区計画

計画図 3 (高さの最高限度)

[多摩市決定]



凡 例	
地区計画区域	
建築物の最高限度を定める区域	

この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
 (承認番号) 平 10. 関公第 86 号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号) 17 都市基交第 104 号、17 都市基街第 169 号

